



錦町議会だより

おはよう



2016. NO
116

目次	
● 28年度予算等を可決	2～3
● 常任委員会調査報告	4～7
● 行政視察研修報告	8～9
● 6人が一般質問	10～15
● 語りませんか?	16
● 軌跡	16



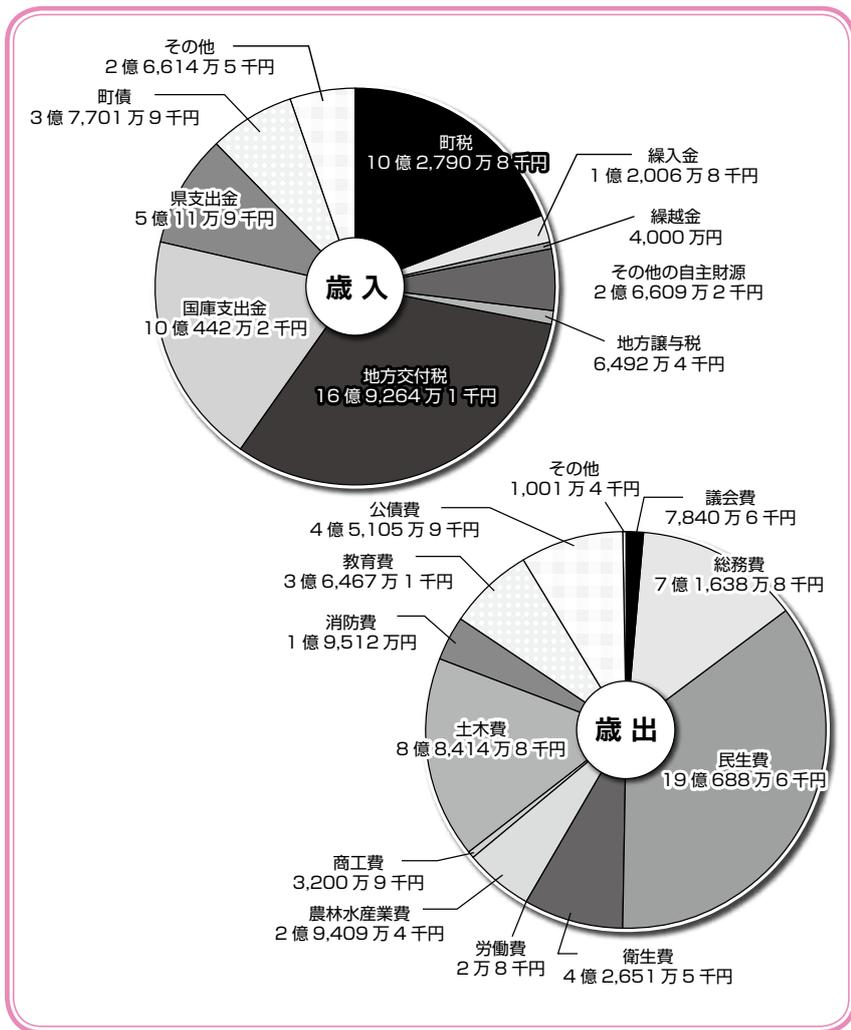
注意 新だて!
(消防団 入退団式)

**3月
定例会**

28年度予算決まる

少子化対策として 子宝祝い金を第一子から支給

一般会計予算の内訳



平成28年第1回定例会は、3月8日から17日までの10日間の日程で行われ、平成28年度各会計当初予算、平成27年度各会計補正予算、条例改正等43件が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決した。

平成28年度の各会計当初予算は、初日に町長から提案理由の説明があり、9日から15日の5日間、総務建設、厚生文教経済の2つの常任委員会において調査を行い、17日に各常任委員会の調査報告のあと質疑・採決を行い、いずれも原案のとおり可決した。

その他の議案等についても、いずれも原案のとおり可決した。

今回の一般質問には、6人が登壇し、執行部の考えを質した。

平成28年度一般会計の予算総額は53億5,933万8千円。前年度は町長選を控え骨格予算編成であったため、前年度に比して9億8,441万5千円（22・5%）増となった。

条例改正等

- ① 錦町行政不服審査会条例
全面改正された行政不服審査法が、平成28年4月1日に施行となることから制定するもの
- ② 錦町川辺川土地改良事業基金の設置、管理及び処分に関する条例
川辺川土地改良事業費に充てるための基金を設置するために制定するもの
- ③ 錦町電気自動車用急速充電器使用料徴収条例
道の駅に電気自動車用急速充電器を設置することに伴い、使用料を徴収するために制定するもの
- ④ 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
・ 錦町手数料条例の一部改正
審査請求書類に係るコピー代等の料金を新たに規定するもの
・ 錦町情報公開条例の一部改正
法改正に伴う文言の改正、情報開示審査会の決定についての適用除外
・ 錦町個人情報保護条例の一部改正
法改正に伴う文言の改正
・ 錦町固定資産評価審査委員会条例の一部改正
法改正に伴う文言の改正、審査申出に係る書面のコピー代等の料金及び減免措置について新たに規定するもの

⑤ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

・ 行政不服審査会の設置に伴い、委員の報酬及び費用弁償を規定するもの

・ 交通指導員の報酬額の増加（1日あたり3千円→6千円）

・ 介護相談員の追加

⑥ 錦町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正

⑦ 錦町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

週休日等の休日等に出張した場合の日当について新たに規定するもの

⑧ 錦町一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

・ 赴任に伴う移転料について、新たに追加するもの

・ 週休日等の休日に出張した場合の日当について、新たに規定するもの

・ 地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正

⑨ 錦町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

給料表、勤勉手当の改正と地方公務員法、行政不服審査法の改正に伴う引用条項の改正

⑩ 錦町税条例の一部を改正する条例

地方税法の改正により、地方税の猶予制度について条例委任事項が設けられたことに伴う改正

⑪ 錦町子宝祝い金支給条例の一部を改正する条例

・ 祝い金額の改正（第1子・第2子

10万円、第3子15万円、第4子20万円、第5子以降25万円）
 ・ 平成28年3月末までであった期限を平成31年3月末日までに延長するもの

⑫ 錦町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

⑬ 錦町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 いずれも厚生労働省令の改正に伴う改正

⑭ 錦町下水道条例の一部を改正する条例
 条例中の公益財団法人名の名称が変更されたことによる文言の改正

その他

① 錦町農産物直売所等の指定管理者の指定について

団体等の名称 錦町農産物等直売所出荷協議会

管理を行わせる期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

② 町道路線の廃止について

③ 町道路線の認定について
 黒辺田野第二線、立野線、平川谷線の旧路線を廃止し、起点・終点を改めたうえで認定するもの

請負変更契約

① 錦大橋河川内土木工事（2期）請負変更契約

マルナカ工業有限会社と契約していたもので、204万9,046円を増額し、契約金額を5,540万1,046円とするもの

② 錦大橋上部工解体撤去工事（2期）請負変更契約

三和建設株式会社と契約していたもので、566万5,902円を減額し、契約金額を7,371万4,098円とするもの

人事案件

錦町農業委員会委員の任命について

住所 錦町大字西1385番地1
 氏名 石松 まゆ子

住所 錦町大字一武1988番地
 氏名 税所 隆則

住所 錦町大字一武4429番地
 氏名 福本 王雅

住所 錦町大字一武821番地
 氏名 西嶋 健一

住所 錦町大字木上南974番地5
 氏名 川村 勝也

住所 錦町大字西3015番地1
 氏名 今村 忠臣

陳情書採択

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

住所 錦町大字西2089番地1
 氏名 元村 彰浩

住所 錦町大字木上北178番地2
 氏名 尾方 学

住所 錦町大字木上東1976番地2
 氏名 谷口 一也

住所 錦町大字一武3117番地
 氏名 吉田 眞二

第1回臨時会

平成28年2月22日に行われ、平成27年度一般会計補正予算などの27議案が上程され、いずれも原案のとおり可決しました。

第2回臨時会

平成28年3月30日に行われ、平成27年度一般会計補正予算などの37議案が上程され、いずれも原案のとおり可決しました。

予算に関する常任委員会調査報告

総務建設常任委員会

○総務課

(行政係)

地域公共交通に対する補助金については、年々増加する一方、県からの交付金は低額である。平成27年度に地域公共交通網形成計画、平成28年度には地域公共交通再編実施計画を策定される予定だが、くま川鉄道、産交バス、乗合タクシーなどの公共交通をより連携させることで、利便性も向上し、補助金削減にもつながると思われるので、計画策定にあたり関係市町村との協議を強化されたい。なお、くま川鉄道、産交バスの年次決算報告を議会に対しても明らかにされたい。

平和都市宣言の看板設置場所等については、充分検討されたい。

(財政係)

公債費の償還については、今

後の利息の動向を検証しながら、過去の公債費の繰り上げ償還を検討するなど健全な財政運営に努められたい。

地方交付税においては、平成27年度国勢調査人口（速報値）を反映させ算定しているが、引き続き自主財源等の確保に向けた取り組みを図られたい。

(消防交通・管財係)

防団の募集方法や活動内容についても十分な検討をされたい。また、火災時の初期消火に有効な消火栓ホース格納庫の設置に向けた取り組みを図られたい。

秋に開催予定の熊本県・県南地域総合防災訓練においては、各行政区の自主防災組織が実際の災害の際に円滑な活動ができるよう、より実践的な訓練内容を検討されたい。

防犯対策については、犯罪が起きにくい社会づくりのため、防犯カメラの設置を推進されたい。

○企画観光課

企業誘致事業における無田の原地区造成計画に関しては、スマートフォン・チェンジ開通に伴う企業の進出動向を注視しながら、誘致を進められたい。

ふるさと納税事業においては、お礼の品として、桃が好調で昨年度の約2倍となり、一定の成果が見受けられる。今後においては、更に新しいお返しの商品を充実させ、また桃の品質管理の指導を徹底され、一層納税者の確保に努められたい。

人吉海軍航空隊基地跡活用事業については、新たな観光資源として活用できるよう計画的に整備を行い、積極的な周知に努められたい。

ふるさと回帰推進事業については、地域おこし協力隊を活用しながら、町の魅力を発信し、移住定住に繋がるよう積極的な運営を図られ、空家対策についても、

今後移住定住の促進となる空家の利活用に取り組みたい。

緊急時のあいねっと放送用外部スピーカー設置については、総務課と十分協議の上実施されたい。

○税務課

(税務係)

歳入予算額は、対前年比47、885千円の増額となっている。なかでも法人町民税、固定資産税が伸びている。固定資産税については、再生可能エネルギー（太陽光発電）設備の整備に伴う償却資産が大きく増額となり、軽自動車税も税率改正に伴い増額となっている。

今後とも近隣市町村との均衡性を保ちながら公平公正な課税と課税客体の把握に努められたい。

(徴収対策係)

差押動産・不動産の公売会ができるようになり、町民の税に対する意識も変化してきている



税増収の要因となる太陽光発電施設

○地域整備課

(管理係)

町道の維持管理については、人口減少と高齢化の進展により、地域間の格差ができていくので今後においては、現在の戸数割報奨金制度を見直し、検討されたい。

町営住宅については、長寿命化計画に基づき事業を進められているが、費用対効果の面からも引き続き定期的な募集を行い、空き部屋の解消に努められたい。また、耐用年数を経過した住宅については、入居者の意向と地域のコミュニケーションに配慮しながら、払下げ等を含め最善の方策を検討されたい。

(工務係)

道路改良事業については、沿線住民と利用者の双方に深く関係するものであり、事業の進捗は、地域の理解と協力に負うところが大きいことから、地域住民及び関係者等に十分な説明を行い、合意形成を得ながら事業

を実施されたい。

簡易水道事業・下水道事業の経営については、毎年一般会計からの繰入に依存している状況にある。特に、簡易水道については、平成29年度から企業会計に移行することから、健全な経営と経営基盤強化のためにも、自主財源の確保が喫緊の課題であるので、更なる加入促進に努められたい。

○出納室

基金等については、利付国庫債券(国債)等を活用しながら有利な運用を行っていることを評価する。

今後も情報収集に努め、確実かつ有利な基金管理に努められたい。

○議会事務局

議場録音設備は20年以上経過しており、録音はアナログ式で行っている。「あいねつと」での再放送にも対応できるように、デジタル化に向けた対応を含め、照明のLED化、マイクの更新など議場全体の設備の更新を願うものである。

議会事務局及び監査事務局の職員は現在2名となっているが、錦町職員の定数に関する条例のとおり、従来の3名を配置されるよう強く望む。



工事が進む錦大橋

○住民福祉課

(住民係)

結婚相談事業においては、平成27年度は成婚3組で、結婚相談員を配置してからの成婚は合計16組と着実な成果を上げています。今後も相談員の経験と郡推進協議会を活かし、尚一層推進されたい。

(福祉・子育て支援係)

子宝祝い金については、従来より大幅に増額拡充したことで今後の出生者増につながるよう期待する。病後児保育事業についても、利用者が増加傾向にあるようなので積極的につながりたい。

子ども医療費助成については、保護者負担額が速やかに給付されるよう検討されたい。

(環境係)

ミニズによる生ごみの処理及び



子育て支援の充実

プラスチック容器収集でのごみの減量化を行っているが、今後も収集区域を拡大し積極的に取り組まされたい。また、分別が悪い分館に

○健康保険課

(保険・年金係)

は指導の徹底をされたい。

・国民健康保険特別会計

医療総額は、年々増加傾向にあり財政は逼迫している。保険税の税率の改正等により、財政の健全化を図り、住民への十分な理解を得るよう努められたい。

(地域包括支援センター係)

・老人福祉費

超高齢化社会を迎え独居高齢者世帯が増加する中、買い物支援を希望する高齢者は増加すると思われる。平成28年度から実質稼働する移動販売を行う事業と連携して買い物支援の充実や、乗合タクシーの効率的な運用を計り、更なる老人福祉の向上を望む。

・介護保険特別会計

今後の超高齢化社会を見据え、高齢者を取り巻く現状を踏まえつつ、第6期介護保険事業に基づいた事業支援に引き続き取り組まれたい。

（健康増進係）

健康推進員協議会においては、推進員が交代することを踏まえ、活動マニュアルの作成や地域における協力体制の構築、各地区の取り組み状況の共有化等、継続した活動支援を行い、推進員の活用を図りたい。また、昨年度から取り組んでいる特定不妊治療助成事業については、制度の周知に努められたい。

○教育振興課

（学校教育係）

錦中学校自転車通学生徒の自転車保険加入補助事業については、事故防止のために意識高揚と保護者負担の軽減を併せ積極的な運用を期待したい。

平成26年度から実施されているICT機器導入事業では、成果を得ているところである。今後もこれまで同様に故障ゼロを目指し、物を大切にすることを育てる事にもつながるよう指導されたい。

（社会教育係）

体育施設については、平成29年度に人吉球磨で開催される県民体育祭に向け、会場となる体育施設を優先しながら改修整備に取り組みたい。

ALT事業においては、2名となったALTを有効に活用し、小中学校の英語力の向上に努められ、また、保育園等への派遣についても継続されたい。

（給食センター係）

給食費の補助については、多子世帯の子供の人数に応じて考慮し検討を要する。

調理員の健康管理及びより良い働く場の観点から、長期展望にたつて環境整備を図られたい。

○農林振興課

（農政係）

TPP合意を受けて、農畜産物の低コスト、高品質化生産を推進されたい。

また、青年就農給付金制度を

活用して農業者の確保に努めるとともに、その効果を検証し自立に向けた指導の出来る体制を確立されたい。

（耕地林務係）

有害鳥獣被害対策については、新たに編成された錦町鳥獣被害対策実施隊と連携し、補助事業

の拡充を検討しながら捕獲活動の強化を図り農作物被害の軽減に努められたい。

町有林については、標準伐期齢を迎えた木材については計画的な更新伐を実施し、立木売却収入による財源確保に努められたい。

○農業委員会

法改正による農業委員、農地利用最適化推進委員の制度が開始されるが、農地等の利用の最適

化の推進に一層の努力を望む。

新規就農、農地集約等の補助制度において、農家の高齢化及び後継者対策に応じた事業推進のため農地中間管理機構、JAくまなど、関係機関との連携を図られたい。



新農業委員のみなさん

1日目 千葉県館山市研修報告

戦争遺跡をどう活かす？

平成28年
2月3日～4日

館山市は昭和の戦時期、太平洋戦争時、首都圏の防塁の要寒基地としての役割を担い、現在もその遺跡が多数残っていてその遺跡として47件。①館山海軍航空隊関係15件、②州ノ崎海軍航空隊関係6件、③館山海軍砲術学校関係6件、④第59震洋関係2件、⑤横須賀防備隊関係3件、⑥第2海軍航空隊廠館山補給工場関係4件、⑦横須賀軍需部館山支庫関係4件、⑧東京湾要塞関係8件である。中でも赤山地下壕は昭和19年頃掘られた説があり、総延長1.6kmで安全な通路

250mを一般の人に体験学習の場として公開されている。又、開壕までの道のりとして、平成14年7月～平成15年3月戦争遺跡



一般公開されている赤山地下壕

調査。平成16年4月～一般公開、平成17年～館山市指定、平成23年10月～有料化、平成24年7月～共通観覧券利用開始になる。調査から事業に展開するにあたり概略予算の説明があり事業調査費3.5百万円程だとのこと。地下壕の中は地層の変化にとび、訪れる人達にも戦争の遺跡と地層の体験学習を兼ねた観光ができる事もあり、現在入壕状況は平成26年度までに24,028人だそうだ。本町としてもこれから調査、事業化に向けて邁進しなければならぬが、施設の整備が完了しても集客力を如何にして増やすかが鍵であり、戦争遺跡の価値観を多くの人に知って頂く工夫が必要であり、安全に学習観光して頂く

観点からも道路の整備も必要であり、地域の文化財とのタイアップした観光マップ作りも急務ではないかと思われる。地域の皆様方の協力が最大の力になると思えるし成功に繋げたい。



2日目 埼玉県桶川市研修報告



現存する当時の分教場

桶川市は人口約75,000人、埼玉県のほぼ中央に位置し都心から40km圏内ということもあり東京方面への通勤者や家族が暮らす住宅都市です。「戦争遺跡」として現存する「旧熊谷陸軍学校桶川分教場（桶川飛行学校）」は昭和10年に開校した熊谷陸軍飛行学校の分教場として昭和12年6月に開校している。戦前は少年飛行兵や学徒出陣の見習い士官などの航空兵を訓練していました。戦争末期には特攻隊の訓練基地となり終戦前の昭

和20年4月には知覧特攻基地に特攻隊員12名を送り出しています。主な遺跡としては①兵舎棟②守衛所③車庫棟などが現存しています。当時を知る関係者が集まり平成17年にNPO法人「旧陸軍桶川飛行学校を語り継ぐ会」が結成されました。この会が現在、土、日祝日に現地でボランティアを行い、年間2,000人近い人々が現地を訪れています。建物内部にて当時の写真約100枚や資料を見ることができ

ます。遺跡の保存継承・平和教育推進の場としての活用、観光推進拠点としてよく整備されており、更に「旧熊谷陸軍学校跡地整備基金」が設置されその基金をもとに運営されている。今回の視察研修は、木上地区に現存する「旧人吉海軍航空隊跡地」の利活用・整備をどうするのか、今後の「利活用」を検討する為の「先進地」の視察が目的であった。参考になること



が多々あったが、研修を終えての感想、提言としては①館山市・桶川市の「戦争遺跡」は全て市有地であり事業計画が円滑に出来た。②早急に「旧人吉海軍航空隊跡地検討委員会（仮称）」を設置する。③本町の「戦争遺跡」は加茂神社付近を拠点とした整備（用地買収を含む）を進め、他の遺跡等に看板等を設置する。④「日本文化遺産」と連携した観光活用も検討する。などである。今後の取り組みの参考となる大変有意義な研修であった。

戦争遺跡の保存・活用について意見交換

木上地区に現存する人吉海軍航空隊基地跡の貴重な戦争遺跡である地下壕・隊門・工場（建物）等の保存・活用について、現在、町では調査研究中である。議会としても共通認識をもって対応すべき事項と捉え、先進地の千葉県館山市及び埼玉県桶川市における研修を踏まえ、3月17日に町の人吉海軍航空隊基地跡研究プロジェクトチーム（職員6名）と戦争遺跡の保存・活用についての意見交換会を行った。当日は、チームの調査研究や他自治体研修の状況報告がなされ、議会側からは前記研修報告の他に①町内遺跡視察者の状況②案内人の育成 ③文化財認定の可否 ④郡市の文化遺産との連携による観光 ⑤保存か観光開発の方針決定 ⑥国県の財政支援 ⑦壕内の安全確保等について意見が出された。

一般質問

町政のことが聞きたい

6人が登壇
(要約掲載)

求償裁判・足かけ13年

今後の求償行方は。



土肥 俊一 議員

土肥 平成15年の町長選挙が、この一連の訴訟の発端、13年の年月を経て終結をみた。これまでの経緯をふまえ、今後の求償のあり方と、町民への説明をどうされるのか。

町長 Ⅱ これまで経緯は、随時広報紙で説明している。今後も広報紙や町政座談会等で説明し町民皆様の理解を得たいと考えている。

総務課 Ⅱ 求償の状況は、地裁判

373万8,031円となる。

土肥 Ⅱ あまりにも少な過ぎる回収金、一体どこにお金を隠しておられるのか、聞くところによると、悠々自適の生活をしておられる様子。町民から信頼され、町政を託された前町長が、このように責任のない態度、これは許しがたい行為だと言わざるを得ない。前町長のこれまでの職歴からして相当額の年金だと思われる。生活するに十分足りているとすれば、その中から少しづつでも町に賠償をする気持ち、態度が見られるなら、このような質問を繰り返すこともない。年金法により、年金の差し押えができない状況であり、町民の皆様にも、この実態を知ってもらいたい、との思いもあり質問をしている。今後遅延金を含め損害金はどうなるのか。

町長 Ⅱ 今の求償額からして、年5%の遅延利息で計算すると、一年間で270万円余りの利息が毎年加算されることになる。法によって10年の時効期間があるので、10年経過する前に町に1円でも入れてもらおうよう、誠意をもって訴えていきたい。

土肥 Ⅱ 裁判事例として、このように判決を無視されるような人物を信頼し町政を託したことを残念に思う。

町長 Ⅱ 町民の皆様には、責任のあり方を含め、前町長に対して、最後まで求償していくこと、これに尽きると、話しをしているところである。

錦町に対する損害賠償請求訴訟の13年間の経緯

- ①平成16年 (ワ)第865号 損害賠償請求訴訟
平成22年 町が敗訴し、その責を負って賠償金52,084,854円を支払う。
- ②平成22年 国家賠償法第1条を踏まえて、その原因者と思われる前町長と元副町長に対して求償訴訟を起す。
平成26年 判決が確定し、原因者として園田前町長に賠償金の支払いが命じられる。
- ③平成26年 元副町長が町に対して、選挙妨害等を理由として損害賠償請求訴訟を起す。
平成28年 主張された内容は一つ一つ丁寧に検証され、訴訟の理由には当たらないとして、裁判所が請求を棄却する。

県の管理だ。町の管理だ。

どっちだ!?



荒川 孝一 議員

荒川 Ⅱ 予算書には、公園管理等業務委託料と農産物直売所指定管理者管理委託料という項目が計上されている。何をどういふふう委託しているのか。

企画観光課 Ⅱ くらんど公園の除草、剪定等の業務委託として公園管理委託料項目で発注している。又、農産物直売所指定管理者管理委託料については、くらんど公園や指定管理施設対象外の施設の巡回監視を委託している。

荒川 Ⅱ 道の駅くらんど公園の外周柵、正面地図看板の破損が、ここ



長年、破損放置されている木柵

数年放置されたままだ。報告はあったのか。

企画観光課 Ⅱ 外柵については県の管理と道の駅左側が県の管理、右側、直売所が町の管理となっていて、外周柵、正面地図看板は県の管理となり、再三にわたり球磨地域振興局へ対応依頼を行っている。

荒川 Ⅱ 錦町だけではなく、人吉球磨において球磨路の表玄関となる場所だ。県に要求しても放置しているのであるならば、頭を切り替えて県に頼らず町で対応すべきではないか。

町長 Ⅱ 県の管理分については

県にしっかりとしてもらわないと、それを町がしていけば切りがない。又、先だって球磨振興局長と話の中で、指摘されたように、この人吉球磨の玄関口として県も錦道の駅を非常に重要視しているようであり、今後ともしっかりとした整備を要望していきたい。

業務委託の完遂は管理までだ

荒川 Ⅱ 28年度予算書の中に180

項目の業務委託関連が計上されている。業務委託とは単なるコスト削減のための外部委託ではない。本来内部でスキルを蓄えるべき業務に関して、例えば経営管理、企画調査等は自己業務とすべきで

はないか。

町長 Ⅱ どうしても職員だけではできない分が相当あり、その分については今後も業務委託となる。

荒川 Ⅱ 問題はやはり丸投げ、費用対効果をしっかりと、機能しているかをチェックしていく管理体制は。

町長 Ⅱ 業務委託に関してはチェック機能はある。ただ、今やっていないのが給食センターの業務委託、道の駅についても果してそれが、ちゃんとやっているか、今後そういう点数をつける分があるのか、或いは金額の小さい分については口頭での報告にとどめるのか、検討していきたい。

荒川 Ⅱ 業務委託とは、職員の業務を減らす目的ではなく、職員もしっかりと管理をしていく、管理をしてこそ完遂だと思われる。

財政調整基金の

積み立て運用は



池田 秀晴 議員

者数の差で4億円位が積み立てに廻ったのか。

総務課 行財政改革の中でその一つの効果として基金積み立ての財源になったと考えられる。

池田 目標額を達成できたら町民に還元する考えがあるのか、又は他に目標があるのか。

総務課 目標額達成後の還元の考えは持っていない。余裕財源が生じた場合は、住民サービスの向上に充てるなり、将来の行政需要に備えて積み立てていきたいと考えている。

町道250号線道路改良及び平良踏切の拡幅工事はいつ？

池田 通勤通学道路の改良工事の検討はなぜできないのか。

地域整備課 錦大橋の歩道整備事業等で先送りしているが、平成29

年度以降に検討する。
池田 平良踏切の拡幅はできないか。

町長 踏切については狭いと感じているので、今後しっかりと検討しながら早めに着工するようにしたい。

信号機、横断歩道の白線設置はできないか？

池田 現在小中学校の正門近くに横断歩道はあっても信号機もないし、白線も消えかかっている不安心して登下校ができるのか。

教育長 事前に写真を頂いたので全部見て回り、児童生徒の危険度を把握して関係機関と要望していく。

池田 平川地区バス停交差点の信号機の設置については、平川、目郎、荒田地区の住民の方からの要望もあり、写真も添えているので、是非前向きに検討して関係機関に要望してもらいたい。

副町長不在は、今後も続くのか？

池田 町長の3期目が1年過ぎようとしているのに、いまだ不在であるがなぜなのか。

町長 特段置きたいとか、置かないほうがいいとかではなく、現在のところ住民サービスには不便を生じていないという判断であり、今後置かなければならない問題が生じた時は、町民の皆さんに説明したい。



信号設置が望まれる平川交差点

中期的財政展望と健全化方策は



金山 民幸 議員

金山 Ⅱ これまでの行財政改革等により本町の財政状況は改善されているが、依然として低迷する地方経済と少子高齢化において住民ニーズに対応し健全財政を維持していくことは大変厳しいものがあると思われる。今後、町の一般及び特別会計をどのように展望し、又、どのような方策で健全財政運営に努める考えか。

総務課 Ⅱ 一般会計歳入では、町税や地方交付税等が若干減少傾向にあり歳出においては、扶助費等の福祉関係経費と特別会計繰出金の増加が見込まれる。方策としては

新たな事業の対応と起債の抑制を考えている。国保及び介護保険特会については、医療費や介護費用の増加が続くので保険税（料）の見直しが必要となってくるが、一般会計からの繰入金も含めた検討が必要である。

金山 Ⅱ 各会計とも厳しい財政状況が見込まれるが、特に国保特会については医療費等の増加で国保税の引上げが考えられる。健康づくりや健診事業等についての周知を図るために座談会を実施してはどうか。

健康保険課 Ⅱ 国保座談会の実施については、税改正の状況を見ながら検討する。

金山 Ⅱ 国保税引上げの場合、医療費の抑制や滞納税の縮減に最大限努力した結果、引上げ額緩和のため一般会計からの繰入金を検討すべきではないかと思うが、町長の見解は。

町長 Ⅱ 一般会計からの繰入金については、他の社保の加入者の関係から現状では理解は得られないと思う。今後、町と国保加入者の医療費抑制等の努力の中で繰入金については考えていくことになる。

金山 Ⅱ 子育て支援として給食費及び保育料等の保護者負担軽減のための助成が考えられるが、特に本町は過疎地域指定市町村と比較した場合、財政的に厳しいと思われるので慎重に対応する必要があると考えるが、見解は。

総務課 Ⅱ 仮に給食費を全額無償化した場合、年間約五千万円の負担となり財政硬直化の要因となるので、慎重な対応が必要と考えている。

町長 Ⅱ 基本的には保護者負担と考えているが国の無料化等の情報を収集し対応していく。例えば多子世帯におけ



町の貴重な財源である町有林

る無料化等については財政面と併せ検討する。

金山 Ⅱ 健全財政運営指針となる「錦町財政運営に関する条例」の制定を検討してはどうか。

総務課 Ⅱ 制定している団体もあるので検討する。

※他に職員研修と人事評価制度について質問を行った。

一日でも早い錦大橋の開通を



高田 孝徳 議員

高田 〓 木上地区と一武、西地区を結ぶ重要なライフラインの一つでもある錦大橋大規模修繕事業の現在の進捗状況はどのようになっているか。

地域整備課 〓 6径間全ての上部工撤去と橋脚5基のうち、2基の補強工事が完了し、残り3基の橋脚と右岸橋台1基の補強工事は、現在施工中であり、5月末までには完了できる予定である。

高田 〓 これまでの説明の中で工期が短縮できたとのことだが。

地域整備課 〓 当初の計画よりも9カ月程の短縮ができています。



早期完成が望まれる錦大橋

高田 〓 その主な要因は何か。
地域整備課 〓 平成26年度の上部工解体撤去工事の折に、平成27年度に計画していた橋脚2基の補強工事を前倒しで実施できたためである。

高田 〓 そのように前倒しても、他にもやれるいい方策があれば何でも

もやってもらいたい。住民の方が一番切望しているのは一日でも早い完工だ。

町長 〓 完全通行止によって住民の方に一番迷惑をかけている。当初よりも一日でも早く開通することに今、専念している。又、何か国の経済対策が出れば、町の負担も少なく済むので、有利な補助制度を活用しながら工期の短縮を目指していかうと考えているところだ。

高田 〓 これから一日でも早く錦大橋の完全開通ができることを心から願う。

ふるさと納税について

高田 〓 ふるさと納税はうまく運用することで、町の財政へよい影響をもたらすと考えられるが、現況と今後の見込みについてはどうか。

企画観光課 〓 開設当初は品揃えが19品目だったが、現在30品目とし、今年度5月からは

組み合わせを固定化していたセット品を個別品に分けて寄付者が自由に組み合わせができる等いろいろな施策を考えた。その結果、今年度は2月末現在で4,514件、6,860万円の寄付があり、月平均額も昨年度の438万円から今年度は624万円と増加傾向にある。
高田 〓 増加していることは良いことであるが、寄付者に対しての需要と供給のバランスはどうか。
企画観光課 〓 品の安定化は大きな課題だと考えている。昨年度は想定以上に申し込みがあり、数を確保することに専念してしまい、品質の配慮が行き届かなかったのが現実だった。今年度は品質にも配慮をしていきながらブランドを落とさないような取り組みをいくつか考えている。
高田 〓 今後の取り組みに大いに期待する。

議会のうごき

1月

4日	・成人式 ・全員協議会	17日	・第60回錦町新春駅伝大会
6日	・錦町新春の集い	18日	・全員協議会
7日	・健康祈願祭	19日	・定例郡議議会
10日	・消防出初式	20日	・広報特別委員会
13日	・広報特別委員会 ・例月出納検査（～14日）	26日	・常任委員長・議会運営委員長研修 ・広報特別委員会

2月

1日	・全員協議会	17日	・熊本県町村議会議長会第65回定期総会
3日	・行政視察（千葉県館山市、埼玉県桶川市）（～5日）	22日	・平成28年第1回臨時会
6日	・にしき植木市	23日	・郡町村議会議長会台湾視察研修（～26日）
10日	・球磨郡町村議会議員研修会	25日	・人吉下球磨消防組合議会定例会
12日	・定例郡議議会	26日	・人吉球磨広域行政組合議会定例会
16日	・厚生文教経済常任委員長研修 ・例月出納検査（～17日）		

3月

1日	・球磨商業高等学校卒業証書授与式	19日	・サン保育園卒園式
2日	・議会運営委員会 ・全員協議会		・一武保育園卒園式
6日	・第9回にしきまちボランティアフェスティバル	23日	・福島保育園卒園式
	・錦旗ソフトテニス大会	24日	・錦こども園卒園式
7日	・定例郡議議会		・町内小学校卒業式
8日	・平成28年第1回定例会（～17日）		・例月出納検査（～25日）
14日	・錦中学校卒業式	25日	・熊本県監査委員協議会定期総会及び研修会
17日	・人吉海軍航空隊跡活用プロジェクトチームとの意見交換会	26日	・人吉球磨広域行政組合議会定例会
		26日	・西保育園卒園式
		30日	・木上ひかり保育園卒園式 ・平成28年第2回臨時会

お知らせ 語りませんか？

議会では、広く町民の方々のご意見・提言をお聞きし、町政に反映していこうと、町内各団体との意見交換会を開催しています。今年度も、町内各団体、色んな団体の方々と「気軽に、そして真剣に」をモットーに広くご意見を求めます。ですが、全てを把握しておりません。また、どなたに連絡を差し上げればいいのかもわからない所もあります。そこで、「我々の意見を聞いてほしい」という団体がありましたら、お気軽に連絡下さい。もちろん、団体の規模の大小は問いません。「いっちょ、議会と語ってみるか」と思われたら、ご一報を。

開かれた議会、町民の皆さんの議会を目指しています！



まずは、お電話で。

錦町議会事務局

TEL 38-4421

までどうぞ。

軌跡

今年の桜は、咲き誇るという表現そのものであった心象がある。町民の方々も存分に花見を楽しまれたのではないだろうか。その桜も春の嵐で散り去り、いよいよ夏を向かえる。

今年の夏から選挙権が18歳へ引き下がることとなった。「政治はちよつと...」。そう考えがちな若者へ那市高校で模擬投票等、色々取り組みがおこなわれている。18歳選挙権に対して賛否の議論がまだ尾を引くが、TV等インタビュに答えている若者の声は真摯に向き合っている様で頼もしい。「投票しても何も変わらない」という虚無感の積み重ねで投票率が低下している現状を若者の情熱で変えられるか。だが、そもその問題は選ぶ側ではなく選ばれる側にあるのではないか。町会議員として選ばれる側ではないあるが、選ばれた側として行動しているか。司馬遼太郎のこの国のかたち一文に「名こそ惜しけれ」とある。はずかしいことをするなど武士の精神論が日本人の論理観の根底にあり、常に自己を律することができる。公の意識を持つて時のリーダーはこの国を創ってきたと結んでいる。

選挙に関心を持つかどうかは、最初の投票行動が大事といわれている。新しい風を期待したい。

（文責 荒川 孝一）

「広報特別委員会」

委員長 金山 民幸
副委員長 藤川 喜一

委員 荒川 孝一
柳瀬みどり
右田 宣之
市田 昇

議長 市田 昇